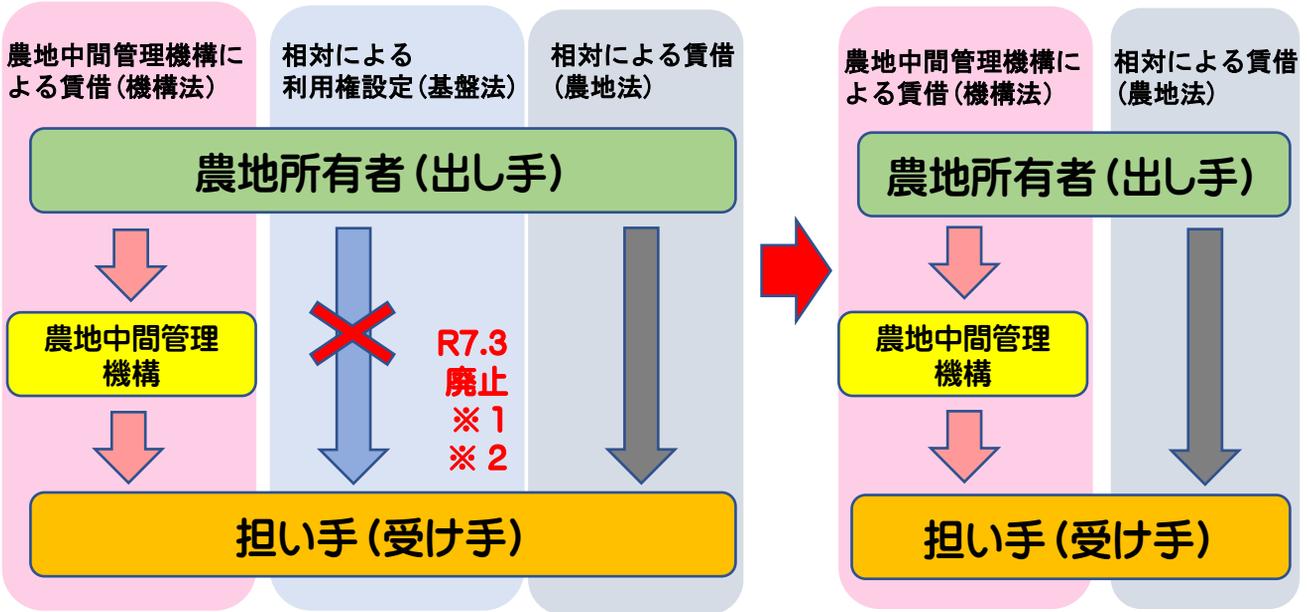




令和7年度より 農地の貸し借りに関わる手続きが変わります！

〈 これまでの農地賃借 〉

〈 令和7年4月以降 〉
地域計画策定後の農地賃借



※1 令和7年3月まで経過措置期間内として、これまでと同様に利用権設定等促進事業の契約（相対）で賃借することが可能です。（令和7年4月1日以降は手続きが廃止となります。）

※2 既に利用権設定されている契約（相対）については、契約期間満了日まで有効です。

農地の賃借手続きの変更点

1. 県公社が契約上、間に入った貸し借り（農地中間管理事業）

〈変更前＝現行〉

農業経営基盤強化促進法
・農用地利用集積計画

→

〈変更後〉

農地中間管理事業の推進に関する法律
・農用地利用集積等促進計画

2. 所有者、借受者が直接契約する貸し借り（相対）

〈変更前＝現行〉

農業経営基盤強化促進法
・農用地利用集積計画

→

〈変更後〉

農地法第3条の許可申請
・農業委員会の許可後賃貸契約締結

農地中間管理事業とは？

農地の貸し借りを仲介する機関「農地中間管理機構」が農地を貸したい人から借りたい人にまとめて貸し出す制度です。県内では「しまね農業振興公社」が農地中間管理機構の役割を担います。